

協会だより

No.18

平成27年1月発行

なごら



CONTENTS

日本年金機構のお知らせ

ライフステージと年金…………… 2・3

協会けんぽからのお知らせ

高額療養費制度に係る自己負担限度額の区分が
平成27年1月診療分から変わりました…………… 4

協会けんぽからのお知らせ

平成27年1月26日から協会けんぽの
各種サービスが変わります…………… 5

長野県社会保険協会からのお知らせ

ねんきん説明会のお知らせ…………… 6

日本年金機構からのお知らせ

ライフステージと年金

太郎・花子夫妻 年金でたどる人生行路

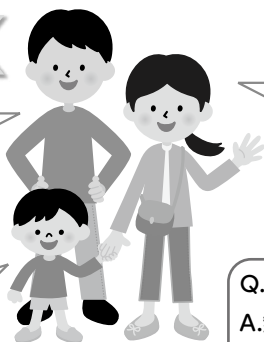
成人、就職、結婚、定年…。人生には、さまざまなきごとがあります。良いことばかりだけではなく、ときには思わぬアクシデントに遭遇することも。そうした人生の「転機」と大きくかかわっているのが年金です。

ここでは、山あり谷ありの人生を送る一組の夫婦をモデルにしながら、ライフステージと年金との関係をご紹介します。

登場人物

太郎さん
大学時代に身につけた英語のスキルを活かし、商社へ就職する。その後一大決心をして独立する。

そうた 颯太くん
太郎・花子夫妻の自慢の一人息子。



花子さん
海外旅行先で、太郎と運命の出会い。結婚後はベストパートナーとして、太郎を支える。

※年金の仕組みをわかりやすくお伝えするため、2人の人生に敢えてさまざまなできごとやアクシデントを想定しています（このため、登場人物や設定、できごとについてはすべてフィクションです）。

スタート

太郎18歳 大学入学

得意な英語を究めたいと英文学科へ入学。さらに英会話サークルへも入部。もちろん当時は年金のことは何もわからない状態。

太郎20歳 国民年金加入

両親に教えられ、太郎も市役所の国民年金担当窓口で加入手続きを行う。

国民年金は全員加入が原則

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入することが法律で義務づけられています。自営業者ならびに農業や漁業などに従事している方、学生といった、国民年金の保険料を自分で支払う必要のある方を「第1号被保険者」といいます。

Q. 学生の間、支払いを猶予することはできる？

A. はい。所得のない学生に対して、本人の申請によって保険料の納付が猶与される「学生納付特例制度」があります。未納と異なり特例を受けた期間は、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。

Q. 就職しなかった場合は、どうなるの？

A. 無職の方は、引き続き「第1号被保険者」となるので、国民年金の保険料の納付が必要となります。保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料が免除される制度があります。免除に該当しない30歳未満の方は、保険料の納付が猶与される「若年者納付猶予制度」（申請期間は平成37年6月まで）が利用できます。

太郎23歳 就職

語学力を生かしたいと、商社の営業としてサラリーマン人生をスタート。海外赴任が夢である。

厚生年金に加入

厚生年金は、厚生年金が適用されている事業所に勤め、70歳未満であれば本人の意志に関係なく、加入することになります。厚生年金の加入手続きは、本人ではなく事業主が行いますので、新卒で入社した太郎も、自分で手続きする必要はありません。なお、この場合、太郎は「第2号被保険者」となります。

太郎21歳 海外留学

憧れのイギリスで、1年間みっちり語学力を身につける。

国民年金への任意加入期間

日本国籍を持つ方が海外で居住する場合、国民年金への加入義務はありませんが、将来の年金額を増やしたい場合、20歳以上65歳未満の間で任意加入ができます（任意加入期間は保険料を納める必要があります）。

花子18歳 就職

高校卒業後、メーカーの事務職として勤務。

厚生年金に加入

20歳未満であっても、厚生年金が適用されている事業所に勤めていれば、厚生年金に加入することになります。

太郎26歳 憧れの海外赴任へ

ついに夢を達成。ニューヨークの支店で3年間、バイヤーとして活躍する。

社会保障協定

一時派遣（※）であれば、日本の年金制度のみに加入し、保険料の二重負担を避けることができます。
※相手国へ転勤するなどの期間が5年以内と見込まれる場合に限られます。5年を超える場合は、相手国の年金制度のみに加入します。

協定発効国：
ドイツ、英国、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー（平成26年（2013年）4月時点）

花子21歳 海外旅行中、太郎と出会う

帰国後、太郎29歳 & 花子24歳 結婚

Q.万一、離婚してしまった場合は？

A.平成19年4月1日以後に離婚をし、一定の条件を満たした場合、婚姻期間中の厚生年金保険の標準報酬を当事者間で分割することができます。請求期限は離婚した時から原則2年以内です。老齢厚生年金等の年金額は、分割後の記録に基づいて計算されます。(内容の異なる2つの制度があります)。

花子33歳
1日4時間のアルバイトを始める (年収100万円)

颯太の小学校入学を機に、近所のスーパーに勤め始める。

被保険者の種別は「第3号被保険者」のまま

花子のように年収が130万円未満の場合は、「第3号被保険者」のままです。この段階では保険料を納める必要はありません。年収130万円以上の場合、「第1号被保険者」となり、国民年金の保険料を納める必要があります。この場合は、市(区)町村での手続きが必要です。
※勤務時間により、厚生年金保険に加入しなければならない場合もあります。

離婚の危機！

脱サラをめぐる、ある日大げんか。それでもじっくり話し合って円満に解決。

太郎45歳
退職して創作和食店を開業！

趣味の料理が高じて、創作和食店を開業。得意の語学を生かして、外国人観光客にも人気。

夫婦ともに「第1号被保険者」へ

太郎は「第2号被保険者(サラリーマン)」から、花子は「第3号被保険者」から、ともに「第1号被保険者」になります。市(区)町村での手続きが必要です。

花子29歳 退職

11年間勤めた企業を円満退職。専業主婦としての人生をスタート。

専業主婦になり、「第3号被保険者」に

第2号被保険者の被扶養配偶者となった段階で、「第3号被保険者」となります。第3号被保険者になるには、配偶者の勤務する会社を通じて届け出をすることが必要です。第3号被保険者として認められると、国民年金の保険料を納める必要はありません。

太郎48歳
不慮の事故で急逝

太郎は高校生になった颯太と最愛の妻を残し、天国へ…。2人のお店も他人の手に…。悲しみに暮れる花子、でも泣いてばかりはいられない。

遺族年金の請求

家計を維持していた太郎が亡くなった後は、花子に遺族基礎年金と遺族厚生年金が支払われます。

保険料免除申請

突然夫を失った花子は収入が絶たれ、保険料を納めることが難しくなりました。このような場合、申請により保険料の納付が免除される制度を利用することが可能です。保険料を未納のままとすると、将来「老齢基礎年金」などを受給できなくなる場合があります。

花子28歳 復職

結婚3年後 長男誕生

すがすがしい青年に成長してほしいという思いを込め、「颯太」と命名。3人での暮らしがスタート。花子は会社の育児休業制度を利用。

産前産後休業・育児休業期間は保険料免除

「第2号被保険者」が妊娠または出産のために産前産後休業を取得した場合や会社の育児休業制度を利用する場合、その期間の保険料は事業主、本人ともに免除となります。

※平成26年4月からは、産前産後休業期間中も保険料が免除されることとなりました。

花子60歳 現役社員続行

ベテランスタッフとして会社に貢献したいと、これまで以上に熱心に取り組む毎日。

年金を受け取る手続き

60歳になった花子は、老齢厚生年金を受け取るための手続き(年金の請求)を行いました。ただし、花子は厚生年金保険に加入して働き続けているため、給料と年金額の合計が一定額以上あると年金の一部または全部の支払いが停止されます。この仕組みを「在職老齢年金」といいます。また、花子は、遺族厚生年金を受け取っているため、老齢厚生年金の手続きの祭、老齢年金と遺族年金のどちらを受け取るか選択する手続きをあわせて行います。

Q.もし颯太に重度の障害が残ったら？

A.颯太は国民年金に加入しているので、一定以上の障害が残れば、障害年金を受け取るために必要な保険料の納付要件を満たしているときは、障害基礎年金を受け取ることができます。受けられる年金には1級と2級があり、障害の程度によって決められます。

花子51歳
颯太が交通事故！

花子の必死の看病もあり、3カ月後無事退院。

颯太が成人

父の志を受け継ぎ、料理の道に入りたいという颯太。国民年金にも加入し、大人の仲間入り。

颯太 国民年金加入

花子46歳
会社員として再就職

20代に経験した事務職として職場復帰。厚生年金に再加入。

花子45歳 颯太18歳で
遺族基礎年金の受給権喪失

遺族基礎年金の受給期間は、子である颯太が18歳となった後の3月31日までとなります。(遺族厚生年金は引き続き受給)

花子65歳
退職、そして年金の手続き

結婚した颯太一家との同居を機に、現役を引退することにした。

65歳になったときの老齢年金請求手続き

60歳台前半の老齢厚生年金を受けている方が65歳になるときは、「国民年金・厚生年金保険老齢給付年金請求書」が届きますので、必要事項を記入して日本年金機構へ提出する必要があります。

※遺族厚生年金を受けている方は、受給内容が見直しされます。詳しくはお近くの年金事務所へご相談ください。

ゴール

花子70歳
颯太と嫁、孫の4人で
楽しい年金生活



協会けんぽからのお知らせ

高額療養費制度に係る自己負担限度額の区分が平成27年1月診療分から変わりました

高額療養費の自己負担限度額について、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成27年1月診療分より、70歳未満の所得区分が3区分から5区分に細分化されました。なお、70～74歳の方の所得区分は据え置かれました。

70歳未満の加入者

負担能力に応じた負担を求める観点から、高額療養費の自己負担限度額（算定基準額）がきめ細かく設定され、これまでの上位所得者及び一般所得者の区分がそれぞれ2分割されました。低所得者区分については、自己負担限度額が据え置かれました。

多数該当とは…

高額療養費として払い戻しを受けた月数が1年間（直近12カ月間）で3月以上あったときは、4月目（4回目）から自己負担限度額がさらに引き下げられます。なお、70歳以上75歳未満の高齢受給者の多数該当については、通院の限度額の適用によって高額療養費を受けた回数は考慮しません。

平成27年1月診療分から	
所得区分	月単位の上限額（自己負担限度額）
① 区分 ア (標準報酬月額83万円以上)	252,600円+ (総医療費-842,000円) × 1% 〈多数該当：140,100円〉
② 区分 イ (標準報酬月額53万～79万円)	167,400円+ (総医療費-558,000円) × 1% 〈多数該当：93,000円〉
③ 区分 ウ (標準報酬月額28万～50万円)	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1% 〈多数該当：44,400円〉
④ 区分 エ (標準報酬月額26万円以下)	57,600円 〈多数該当：44,400円〉
⑤ 区分 オ (被保険者が住民税の非課税者等)	35,400円 〈多数該当：24,600円〉

注) 「区分ア」または「区分イ」に該当する場合、住民税が非課税であっても、標準報酬月額での「区分ア」または「区分イ」の該当となります。

70歳～74歳の加入者 自己負担限度額は据え置かれます

所得区分	月単位の上限額（自己負担限度額）	
	外来(個人単位)	世帯単位
①現役並み所得者 (標準報酬月額28万円以上で高齢受給者証の負担割合が3割の方)	44,400円	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1% 〈多数該当：44,400円〉
②一般所得者 (①および③以外の方)	12,000円	44,400円
③低所得者	Ⅱ(※1)	24,600円
	Ⅰ(※2)	15,000円

注) 現役並み所得者に該当する場合は、住民税が非課税等であっても現役並み所得者となります。

※1 被保険者が住民税の非課税者等である場合です。

※2 被保険者とその扶養家族全ての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得が無い場合です。

「限度額適用認定証」をご利用ください

医療機関や薬局での窓口負担が自己負担限度額を超えられる時は、事前に「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関の窓口で提示することで、窓口負担を自己負担限度額までにすることができます。

「限度額適用認定申請書」にてご申請ください。

出産育児一時金の支給金額が平成27年1月1日から変更されました

今回、産科医療補償制度の見直しがされ、掛金が3万円から1.6万円に引き下げられることになりました。それに伴い、平成27年1月1日以後の出産について支給額は次のとおりとなります。

- 産科医療補償制度の対象分娩である場合・・・420,000円（出産育児一時金404,000円、産科医療補償制度掛金16,000円）
- 産科医療補償制度の対象分娩でない場合・・・404,000円



平成27年1月26日から 協会けんぽの各種サービスが変わります

協会けんぽでは、加入者・事業主の皆さまへのサービスと利便性の向上のため、平成27年1月26日に新しい業務システムへの移行を予定しています。

! 平成27年1月26日以降に発行する協会けんぽの被保険者証の記載事項が変わります



Q 発行済の被保険者証は？

A 発行済の被保険者証は従来どおり使用できます。
※すでに発行されている被保険者証の更新（差し替え）はありません。

Q 二次元コードとは？

A 被保険者証に記載されている情報をコード化しています。協会けんぽから被保険者証を発送する際のチェックと、返却後の回収登録に使用します。加入者の皆さまのご利用に影響はありません。なお、被保険者証右端の二次元コード部分は、返却後の回収登録に使用しますので、切ったり、汚したりしないでください。

! 申請書・届出書は『新様式』で

■申請書・届出書は『新様式』でお願いします。

協会けんぽでは加入者・事業主の皆さまにご記入いただく申請書・届書を『見やすく』『分かりやすく』『記入しやすく』するため、平成26年7月から様式を変更いたしました。お手元の旧様式は使用せず、新しい様式をご利用くださいようお願いいたします。新しい申請書・届出書は、ホームページから印刷していただくか、もしくは、協会けんぽ長野支部へお問い合わせいただければ郵送いたします。



! 申請書・届書作成支援サービスが始まります

ホームページにて、画面に表示される案内に従って項目を入力いただき、申請書を作成できるサービスをご提供します（平成27年1月26日開始予定）。記入項目の説明を参照しながら入力できるほか、記入漏れや記入誤りによる再提出の手間が少なくなります。

- ①協会けんぽのホームページにアクセス
- ②画面に表示される項目を入力
- ③項目が入力された申請書を印刷
- ④ご加入の協会けんぽ支部へ提出（郵送可）

これに伴い、電子申請サービスは平成27年1月1日から休止しております。

健康づくりは幸せづくり 私たちが応援します

全国健康保険協会 長野支部
協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/nagano/> [協会けんぽ 長野](#) [検索](#)

代表：健康保険給付・健康保険証・任意継続…026-238-1250
事業者健診結果の提供・健診・特定保健指導…026-238-1253
インターネットサービス・ジェネリック医薬品…026-238-1251
レセプト・医療費のお知らせ…026-480-0562



東京ディズニーランド®・東京ディズニーシー® **特別団体契約**

「ザンクス・フェスティバル」パスポート

ご利用期間 2015年1/6火～3/20金 ※詳細はホームページをご覧ください。

ねんきん説明会のお知らせ



充実したシニアライフに必要な「年金」についての説明会を開催します。
ご都合の良い会場へご参加ください。（参加費無料）

会場	長野	東信	南信	伊那	飯田	中信
日時	1月27日(火) 14:00～	1月28日(水) 14:00～	1月27日(火) 13:30～	1月28日(水) 13:30～	1月29日(木) 13:30～	2月3日(火) 13:30～
場所	若里市民文化ホール 長野市若里 3-22-2	小諸市公民館 小諸市甲1275-2 (乙女湖公園内)	テクノプラザおかや 岡谷市本町 1-1-1	伊那プリンスホテル 箕輪町松島 8288-1	飯田文化会館 飯田市高羽町 5-5-1	ホテルモンターニュ松本 松本市巾上 3-2
申込期限(必着)	1月19日(月)		1月19日(月)			
申込先FAX	026-223-4876		0266-21-2423			
お問い合わせ	東北信事務センター TEL 026-227-1455		中南信事務センター TEL 0266-21-2422			

内容 老齢年金・在職老齢年金について（120分）

講師 日本年金機構年金事務所職員

定員 長野会場 100名、その他会場 50名（申込先着順）

対象者 社会保険加入事業所の被保険者とそのご家族の方及び事業所の社会保険事務担当者

申込方法 下記の参加申込書にご記入いただき、**FAX**にてお申し込みください。

*受講の決定については、開催日までに受講票をお送りいたします。

「ねんきん説明会」参加申込書

希望会場 (○をつけてください)	長野	東信	南信	飯田	伊那	中信
事業所名			事業所記号			
所在地	〒					
電話番号						
申込責任者	*後日、申込責任者あて「受講票」をお送りいたします。					
フリガナ 参加者氏名					*協会使用欄	

*ご記入いただきました個人情報は、当説明会の運営のみに使用させていただきます。